

安八町外国語指導助手派遣業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 1 月

安八町

1. 目的

外国語指導助手（以下「ALT」という。）をこども園・小学校及び中学校に配置することにより外国語教育の一層の推進を図るとともに、園児・児童生徒に楽しく外国語になれたさせながら、コミュニケーション能力の基盤及び基礎を育成することを目的とする。

2. 業務概要

（1）業務名

安八町外国語指導助手派遣業務委託

（2）業務内容

別紙「安八町外国語指導助手派遣業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 担当窓口および各種提出先

安八町教育委員会 教育課

〒503-0115

岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕400番地

電 話 0584-64-4342

FAX 0584-64-5255

電子メール kyouiku@town.anpachi.lg.jp

4. 見積上限額

この派遣業務に係る見積上限額は、12,209,000円（税抜）とする。

5. 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3ヶ年の長期継続契約）

6. スケジュール

- （1）実施要領の公表 令和7年11月7日（金）
- （2）質問の受付締切 令和7年11月19日（水）
- （3）質問に対する最終回答 令和7年11月21日（金）
- （4）参加表明書提出期限 令和7年11月28日（金）
- （5）企画提案書等各書類提出期限 令和7年12月5日（金）
- （6）プレゼンテーション 令和7年12月22日（月）
- （7）最終審査結果の通知 令和8年1月中
- （8）契約締結 令和8年4月1日

7. 参加資格

本業務の参加資格は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- （3）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- （4）参加者（個人である場合はその者）もしくは参加者の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む）が、安八町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）に基づく暴力団、暴力団員等に該当しない者

- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間において、本町から入札参加資格にかかる指名停止を受けていない者
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者
- (7) 十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者
- (8) 安八町物品等入札参加資格申請書が未提出事業者にあつては、競争入札参加資格申請書の必要書類を併せて提出すること。

8. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

- (ア) 提出期限 令和7年11月19日(水) 午後5時15分
- (イ) 提出書類 公募内容等に関する質問書(様式1)
- (ウ) 提出方法 持参又は郵送。なお郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(2) 質問への回答

- (ア) 回答期限 令和7年11月21日(金) 午後5時15分
- (イ) 回答方法 安八町公式ホームページ上で回答を掲載する。

9. 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年11月28日(金) 午後5時15分

(2) 提出書類と提出部数

安八町外国語指導助手派遣業務プロポーザル参加申請書(様式2) 1部
署名し、代表者印を押印して提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

10. 企画提案書等各書類の提出

(1) 提出期限

令和7年12月5日(金) 午後5時15分

(2) 提出書類と提出部数

(ア) 安八町外国語指導助手派遣業務企画提案書(様式3) 正本1部、副本10部

＊両面印刷 ファイル綴じ 可

(イ) 業務実施計画書(様式4) 正本1部、副本10部

(ウ) 見積書 正本1部、副本10部

(エ) 法人等概要書(様式5) 正本1部、副本10部

(オ) 派遣実績(様式6) 正本1部、副本10部

(カ) 国税・県税・町税の完納証明書(コピー)

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、次の表に定める項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。企画提案書の枚数に制限は設けないが明瞭・簡潔に作成すること。また、専門知識を有しない者にも理解できるよう、可能な限り平易な表現に努めること。仕様書に示していない内容でも、本町に有益と思われるものは積極的に提案すること。

添付書類やプレゼンテーションで使用する資料に業者名、ロゴマークその他提案者名を識別可能な表示をしないこと。

企画提案書のサイズは、日本産業規格A4(一部A3版資料折込使用可)とし、任意書式にて作成すること。企画提案は1者につき1案とする。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要について記述すること。
2	経営理念	こども園（幼稚園・保育園等）・小中学校の英語教育における基本的な考え方
3	A L Tの採用及び確保体制	① A L Tの採用体制・採用基準・採用方法 ② A L Tを配置するまでのスケジュール
4	A L Tの管理体制	① A L Tの勤務状況の確認方法・業務評価の方法 ② コーディネーターの業務
5	A L Tの研修体制・内容	① A L Tの採用から派遣までの研修体制 ② 英語教育に関する研究・取組
6	A L Tの危機管理体制	A L Tの危機管理体制 ① 欠員の補充体制 ② 事故・災害等発生時の管理体制
7	A L Tの指導力	① A L Tの効果的な活用 ② A L Tによる園児・児童生徒への指導方法 ③ 教職員との連携 ④ A L Tの保有資格（母国での教員免許・T E F L ・ T E S L 等） ⑤ 日本のこども園（幼稚園・保育園等）・小中学校または高等学校でのA L Tの経験実績
8	提案内容の独自性	園児・児童生徒の英語力向上や国際理解の推進に資するもの

(イ) 見積書（任意様式）

本業務の見積額（税抜）

代表者印を押印すること。

(ウ) 法人概要及び派遣実績書（様式5.6）

法人概要、派遣実績が分かる書類を任意様式にて提出すること。

なお、派遣実績は地方公共団体において外国語指導助手派遣業務の実績、直近10件（3年以内）を記載すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

1 1. 審査等

提出された書類の審査は、安八町外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、書類審査及びヒアリング審査を実施する。

(1) 書類審査

参加表明書等を元に、事務所の業務実績、経営理念、見積額、教育研修体制、管理体制について評価する。

(2) ヒアリング審査

提出した企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し評価する。

(ア) 実施日

令和7年12月22日（月） 1者につき 30 分間

詳細については、文書等にて通知する。

*提案者の参加人数は3名までとする。

(イ) 実施場所

安八町氷取 1 6 1 番地

(ウ) 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本町が準備する。

(エ) 時間配分

プレゼンテーション 2 0 分間

質疑応答 1 0 分間

(3) 評価基準

審査は主に次の項目から評価し、採点する。なお、提案見積書額の金額が提案限度額を超えた場合は、評価の対象外とする。

NO.	評価項目	配点
1	事務所（業務実績、業務拠点）	1 5
2	経営理念	2 0
3	教育研修体制	4 5
4	A L T の管理体制	2 5
5	A L T の危機管理体制	2 5
6	採用・確保体制	2 5
7	指導力（授業への支援）	5 0
8	独自性	2 5
9	見積書	2 0
計		2 5 0

(4) 受託業者の選定

書類審査及びヒアリング審査の評価点の合計点が最も高い者を第一優先交渉事業者とする。

最終選考結果は参加者に通知する。また、参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が70%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

(5) 審査結果の公表

審査委員会における審査の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に町のホームページに掲載し、公表するものとする。ただし、審査の内容等については、公表しない。

1 2. 契約

審査の結果、選定された第一優先交渉事業者と業務内容等について協議した上で契約を締結する。この協議が不調に終了した場合は、次点者と同様の協議を行うものとする。

1 3. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせにも応じない。
- (3) 参加表明書提出後に、応募の辞退をする場合には、「辞退書」(様式7)を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

- (6) 当該年度の予算が成立しなかった場合はすべて無効とする。
- (7) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - (ア) 実施要領等にした参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申請書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、安八町情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。ただし、協議の上、公開することで企業に不利益を与えると認められる企業秘密等の部分については、原則公開しないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上